【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第48期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	株式会社極楽湯ホールディングス
【英訳名】	GOKURAKUYU HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長グループCEO 新 川 隆 丈
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町二丁目４番地
【電話番号】	03（5275）4126（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 日 髙 航 太
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町二丁目４番地
【電話番号】	03（5275）4126（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 日 髙 航 太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第47期 中間連結会計期間	第48期 中間連結会計期間	第47期
会計期間		自　2025年４月１日 至　2025年９月30日	自　2026年４月１日 至　2026年９月30日	自　2025年４月１日 至　2026年３月31日
売上高	(千円)	7,948,652	7,991,370	16,246,367
経常利益	(千円)	771,672	520,278	1,326,333
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益	(千円)	595,305	398,787	928,954
中間包括利益又は包括利益	(千円)	600,972	396,772	941,486
純資産額	(千円)	4,468,925	5,215,090	4,906,163
総資産額	(千円)	12,329,144	13,249,476	13,071,453
１株当たり中間(当期)純利益	(円)	18.93	12.54	29.49
潜在株式調整後１株当たり 中間(当期)純利益金額	(円)	18.19	12.13	28.38
自己資本比率	(%)	34.0	37.2	35.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	261,544	782,764	1,299,900
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△1,196,251	△549,902	△2,081,686
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△619,987	△384,856	△595,904
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	1,342,945	1,367,954	1,519,949

(注)当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善に伴う緩やかな回復基調が見られたものの、長引く円安や原材料価格・エネルギーコストの高止まりに加え人件費の上昇など企業収益を圧迫する懸念材料が多く、依然として不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社グループにおいては、連結売上高7,991百万円（前年同期比0.5%増）、営業利益459百万円（前年同期比35.5%減）、経常利益520百万円（前年同期比32.6%減）、親会社株主に帰属する中間純利益398百万円（前年同期比33.0%減）となりました。

売上面におきましては、主力の温浴施設の運営において、引き続き人気アニメーションやVTuber等とのコラボレーション企画を実施し集客を図るとともに、地域の特産品を活用した飲食メニューによる自治体との連携やプロスポーツチームとのコラボレーションなど、幅広い層に向けた各種施策を展開いたしました。加えて、入館料の価格改定や魅力的なグッズ販売を通じて客単価の引き上げに努めたほか、2025年12月に新規出店した「RAKU SPA Station 武蔵小金井」が当期間を通して稼働したことも寄与し、施設運営全体として売上は堅調に増加いたしました。一方で、前年同期においてそれぞれ個別の要因として非常に好調に推移し業績を牽引した、店舗でのコラボレーション企画とECサイトを通じた物販等につきましては、当期間におきましても底堅く推移しているものの、前年の高い水準には及びませんでした。これらの増減要因が影響した結果、グループ全体の売上高は前年同期比で微増となりました。

利益面におきましては、前述のIP関連業務等が前年の高い水準には及ばなかったことが大きく影響したことに加え、施設運営において最低賃金の引き上げ等に伴う人件費の増加影響が重なり、売上原価および販売費及び一般管理費全体として増加いたしました。各種集客施策や価格改定等により売上の確保に努めたものの、人件費を中心とした費用の増加分を完全に吸収するには至らず、減益となりました。しかしながら、当社グループの事業基盤である店舗運営の状況自体は各種コストの上昇環境下においても底堅く推移しております。

今後の収益基盤の拡大に向けた取り組みといたしましては、2026年６月に既存店である「極楽湯 羽生温泉」（埼玉県羽生市）の改装リニューアルを実施し施設の魅力向上を図ったほか、来期の開業を目指し「（仮称）RAKU SPA 足立江北」（東京都足立区）の建設を進めております。

また、こうした状況の中においても、継続的かつ安定的な株主還元を実施できる経営基盤の強化を進めており、復配に引き続き当期の年間配当予想につきましても６円としております。

(2) 財政状態の分析

当中間連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ178百万円増加し、13,249百万円となりました。これは主に、借入金の返済及び法人税等の納付により現金及び預金が151百万円減少した一方で、更新投資により有形固定資産が194百万円増加したことに加え、イベント開催のための前払費用の増加等に伴い、その他流動資産が121百万円増加したことによるものであります。

次に、負債合計は、前連結会計年度末に比べ130百万円減少し、8,034百万円となりました。これは主に、回数券販売及びECサイトでの未出荷分の増加に伴い前受金が162百万円増加した一方で、借入金返済により長期借入金が276百万円減少したこと等によるものであります。

最後に、純資産合計は、前連結会計年度末に比べ308百万円増加し5,215百万円となりました。これは主に、剰余金の配当(期末配当)の実施によりその他資本剰余金が190百万円減少した一方で、親会社株主に帰属する中間純利益の計上により利益剰余金が398百万円増加したことに加え、新株予約権の行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ57百万円増加したことによるものであります。また、自己資本比率につきましては、37.2%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は1,367百万円（前中間連結会計期間末は1,342百万円）となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、782百万円（前年同中間期は261百万円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益514百万円、減価償却費365百万円の計上による調整がある一方で、法人税等の支払額159百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、549百万円（前年同中間期は1,196百万円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出554百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、384百万円（前年同中間期は619百万円の使用）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出276百万円、配当金の支払額189百万円によるものであります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当中間連結会計期間において、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に重要な変更はありません。

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	54,600,000
計	54,600,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2026年９月30日)	提出日現在 発行数(株) (2026年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	32,050,500	32,050,500	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株であります。 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。
計	32,050,500	32,050,500	―	―

(注)　提出日現在発行数には、2026年11月１日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当中間会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2026年６月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　６名
新株予約権の数　※	120個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数　※	普通株式12,000株（注）１
新株予約権の行使時の払込金額　※	（注）２
新株予約権の行使期間　※	2026年７月12日から2046年７月11日（注）３
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額　※	発行価額430円 資本組入額215円（注）４、６
新株予約権の行使の条件　※	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）７、８
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）９

※新株予約権の発行時（2026年７月11日）における内容を記載しております。

(注) １．新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。
なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

３．新株予約権を行使することができる期間
2026年７月12日から2046年７月11日までとする。

４．新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した１株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（公正価額）とする。

なお、会社法第246条第２項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。

５．新株予約権行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から３年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。

② 上記①に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から５年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。

③ 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち１名に限り、下記④の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記④の新株予約権割当契約書に定めるところによる。

④ その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

６．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

７．新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

① 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合

② 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

③ 当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

④ 新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合
ロ 当社の取締役を解任された場合
ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合
ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合
ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

８．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

９．組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
存続会社（吸収合併の場合）または新設会社（新設合併の場合）

② 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10．新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

② 【その他の新株予約権等の状況】

(ライツプランの内容)

該当事項はありません。

(その他の新株予約権等の状況)

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年４月１日～2026年９月30日(注)	328,500	32,050,500	57,347	2,263,904	57,347	710,504

(注)　新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
合同会社ミライニホン・アセットマネジメント	東京都港区赤坂１丁目12－32	3,000	9.36
ＳＰＲＩＮＧ　ＯＦ　ＧＯＬＤ　ＨＯＴＥＬ　ＩＮＶＥＳＴＭＥＮＴ　ＡＮＤ　ＭＡＮＡＧＥＭＥＮＴ　ＣＯＭＰＡＮＹ　ＬＩＭＩＴＥＤ (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	ＵＮＩＴ　７０４，　７／Ｆ，　ＣＯＮＣＯＲＤＩＡ　ＰＬＡＺＡ，　ＫＬＮ，　ＳＣＩＥＮＣＥ　ＭＵＳＥＵＭ　ＲＤ　１，　ＴＳＩＭ　ＳＨＡ　ＴＳＵＩ，　ＨＯＮＧ　ＫＯＮＧ	2,958	9.23
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋１－23－１	500	1.56
新川隆丈	東京都世田谷区	455	1.42
株式会社奥田商店	京都府京都市中京区河原町通三条下る２丁目山崎町233－２	430	1.34
ＨＡＩＴＯＮＧ　ＩＮＴ　ＳＥＣ－ＣＬ　ＡＣ－１０（ＰＥＲＣＥＮＴＡＧＥ） (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	１５／Ｆ，　ＯＮＥ　ＩＳＬＡＮＤ　ＳＯＵＴＨ，　２　ＨＥＵＮＧ　ＹＩＰ　ＲＯＡＤ，　ＷＯＮＧ　ＣＨＵＫ　ＨＡＮＧ，　ＨＯＮＧ　ＫＯＮＧ	323	1.00
株式会社久世	東京都豊島区東池袋２－29－７	300	0.93
田島哲康	大阪府堺市	158	0.49
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー　５０５００４ (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	ＯＮＥ　ＣＯＮＧＲＥＳＳ　ＳＴＲＥＥＴ，　ＳＵＩＴＥ　１，　ＢＯＳＴＯＮ，　ＭＡＳＳＡＣＨＵＳＥＴＴＳ	130	0.40
極楽湯HD取引先持株会	東京都千代田区麹町２－４	111	0.34
計	－	8,368	26.11

(注)　１.上記のほか当社所有の自己株式76株(0.00%)があります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 ―	―	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 32,021,500	320,215	同上
単元未満株式	普通株式 29,000	―	同上
発行済株式総数	32,050,500	―	―
総株主の議決権	―	320,215	―

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が76株含まれております。

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
（自己保有株式） 株式会社極楽湯ホールディングス	東京都千代田区麹町二丁目４番地	―	―	―	―
計	―	―	―	―	―

２ 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当中間連結会計期間における役員の異動はありません。

第４ 【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、監査法人アリアによる期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,519,949	1,367,954
売掛金	765,013	683,164
未収入金	38,444	52,329
棚卸資産	※ 176,702	※ 253,126
その他	309,999	431,720
流動資産合計	2,810,110	2,788,296
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	14,713,908	14,967,815
減価償却累計額	△9,236,292	△9,492,030
建物及び構築物（純額）	5,477,616	5,475,784
工具、器具及び備品	1,261,274	1,317,903
減価償却累計額	△823,252	△878,095
工具、器具及び備品（純額）	438,022	439,807
土地	1,916,044	1,916,649
建設仮勘定	373,114	567,329
有形固定資産合計	8,204,797	8,399,570
無形固定資産		
その他	163,667	146,625
無形固定資産合計	163,667	146,625
投資その他の資産		
投資有価証券	267,359	270,222
長期貸付金	29,347	17,347
敷金及び保証金	993,997	994,626
関係会社株式	427,867	444,133
繰延税金資産	82,191	109,270
その他	92,116	79,384
投資その他の資産合計	1,892,879	1,914,984
固定資産合計	10,261,343	10,461,180
資産合計	13,071,453	13,249,476

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	442,693	434,068
1年内返済予定の長期借入金	552,500	552,500
未払金	718,163	803,221
未払法人税等	188,307	170,333
前受金	919,867	1,082,216
賞与引当金	81,788	51,426
修繕引当金	55,316	21,258
その他	477,786	441,316
流動負債合計	3,436,423	3,556,341
固定負債		
長期借入金	1,943,259	1,667,009
退職給付に係る負債	153,092	150,662
資産除去債務	2,246,202	2,260,932
繰延税金負債	347,220	357,278
その他	39,091	42,160
固定負債合計	4,728,866	4,478,043
負債合計	8,165,289	8,034,385
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,206,556	2,263,904
資本剰余金	7,989,299	7,856,315
利益剰余金	△5,674,021	△5,275,234
自己株式	△37	△37
株主資本合計	4,521,796	4,844,948
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	90,894	88,880
その他の包括利益累計額合計	90,894	88,880
新株予約権	293,471	281,261
非支配株主持分	―	―
純資産合計	4,906,163	5,215,090
負債純資産合計	13,071,453	13,249,476

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
売上高	7,948,652	7,991,370
売上原価	※２ 6,508,238	※２ 6,706,288
売上総利益	1,440,414	1,285,082
販売費及び一般管理費	※１ 728,940	※１ 825,900
営業利益	711,474	459,182
営業外収益		
受取利息	7,700	17,295
持分法による投資利益	23,924	19,040
受取家賃	13,146	13,425
協賛金収入	51,592	37,409
助成金収入	1,558	294
投資事業組合運用益	―	3,798
その他	1,801	2,732
営業外収益合計	99,724	93,996
営業外費用		
支払利息	38,111	32,900
支払手数料	3	―
投資事業組合運用損	1,410	―
営業外費用合計	39,525	32,900
経常利益	771,672	520,278
特別利益		
新株予約権戻入益	4,205	3,450
その他	139	0
特別利益合計	4,344	3,450
特別損失		
固定資産除却損	2,060	8,729
特別損失合計	2,060	8,729
税金等調整前中間純利益	773,955	514,999
法人税、住民税及び事業税	161,759	129,596
法人税等調整額	16,890	△13,384
法人税等合計	178,650	116,211
中間純利益	595,305	398,787
非支配株主に帰属する中間純利益	―	―
親会社株主に帰属する中間純利益	595,305	398,787

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
中間純利益	595,305	398,787
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,769	△8,238
持分法適用会社に対する持分相当額	897	6,224
その他の包括利益合計	5,667	△2,014
中間包括利益	600,972	396,772
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	600,972	396,772
非支配株主に係る中間包括利益	－	－

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	773,955	514,999
減価償却費	352,610	365,422
株式報酬費用	24,323	25,246
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△1,877	670
賞与引当金の増減額（△は減少）	2,860	△30,361
修繕引当金の増減額（△は減少）	△27,637	△34,057
受取利息及び受取配当金	△7,700	△17,295
新株予約権戻入益	△4,205	△3,450
投資事業組合運用損益（△は益）	1,410	△3,798
支払利息	38,111	32,900
持分法による投資損益（△は益）	△23,924	△19,040
助成金収入	△1,558	△294
売上債権の増減額（△は増加）	△92	244,197
棚卸資産の増減額（△は増加）	△63,881	△76,423
未収消費税等の増減額（△は増加）	－	40,476
未払消費税等の増減額（△は減少）	△28,588	△41,542
仕入債務の増減額（△は減少）	△163,822	△8,625
建設協力金の賃料相殺	3,999	3,999
未払金の増減額（△は減少）	△197,797	96,061
その他	△200,269	△139,367
小計	475,918	949,715
利息及び配当金の受取額	16,424	26,086
利息の支払額	△37,902	△33,519
助成金の受取額	1,558	294
法人税等の支払額	△194,453	△159,813
営業活動によるキャッシュ・フロー	261,544	782,764
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,150,062	△554,367
資産除去債務の履行による支出	△47,036	－
差入保証金の差入による支出	△8,621	△10,677
差入保証金の回収による収入	10,049	10,048
投資有価証券の取得による支出	△4,839	△10,939
貸付金の回収による収入	28,812	12,000
無形固定資産の取得による支出	△24,693	△560
その他	139	4,593
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,196,251	△549,902

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（△は減少）	100,000	―
長期借入金の返済による支出	△747,682	△276,250
株式の発行による収入	27,694	80,690
配当金の支払額	―	△189,296
財務活動によるキャッシュ・フロー	△619,987	△384,856
現金及び現金同等物に係る換算差額	―	―
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,554,694	△151,994
現金及び現金同等物の期首残高	2,897,639	1,519,949
現金及び現金同等物の中間期末残高	※　1,342,945	※　1,367,954

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※　棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
商品	143,768	223,226
貯蔵品	32,933	29,900

(中間連結損益計算書関係)

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
役員報酬	68,250	74,700
給料手当	202,885	223,404
賞与引当金繰入額	9,649	15,319
退職給付費用	8,886	651
広告宣伝費	5,707	5,867
減価償却費	3,141	2,651

※２　当社グループは、当中間連結会計期間に係る棚卸資産の帳簿価額の切下げの方法として、切放し法を適用しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
現金及び預金	1,342,945	1,367,954
預入期間が３か月を超える定期預金	－	－
現金及び現金同等物	1,342,945	1,367,954

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の著しい変動

2025年６月27日付で減資の効力が発生し、資本金が3,100,000千円、資本準備金が2,000,000千円減少し、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金へ振り替えております。

また、新株予約権の行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ14,345千円増加しております。

この結果、当中間連結会計期間末において、資本金が2,166,607千円、資本準備金が613,207千円となっております。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年６月26日 定時株主総会	普通株式	その他資本剰余金	190,331	6	2026年３月31日	2026年６月29日

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

Ⅱ　当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社グループは単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

	第47期 中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	第48期 中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
顧客との契約から生じる収益	7,948,652	7,991,370
その他の収益	―	―
外部顧客への売上高	7,948,652	7,991,370

(１株当たり情報)

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
（１）１株当たり中間純利益金額	18円93銭	12円54銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	595,305	398,787
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益（千円）	595,305	398,787
普通株式の期中平均株式数（株）	31,439,465	31,791,027
（２）潜在株式調整後１株当たり中間純利益	18円19銭	12円13銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額（千円）	―	―
普通株式増加数（株）	1,294,959	1,075,240
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

２ 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

株式会社極楽湯ホールディングス
　取締役会　御中

監査法人アリア
　東京都港区
代表社員
業務執行社員　　公認会計士　　茂 木　　秀 俊

代表社員
業務執行社員　　公認会計士　　山 中　　康 之

監査人の結論

　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯ホールディングスの 2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

　当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯ホールディングス及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

　監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。